

2019 年度
(平成31)

刑務所出所者等の就労機会の拡大を図るため 対象者を受け入れる雇用主を支援します！

刑務所出所者等雇用導入促進事業補助のご案内 ～給与及び研修に要する費用の一部を補助～

県では、神戸保護観察所、コレワーク等と連携のもと、刑務所出所者等を新たに雇用する雇用主に対して、対象者の雇用開始後4ヶ月間の給与及び研修費の一部を補助します。

対象雇用主

- ①国の「刑務所出所者等就労奨励金」の支給対象となった県内の協力雇用主
- ②コレワーク（法務省の矯正就労支援情報センター）を通じて、矯正施設出所者を雇い入れた雇用主 ※①、②とも、原則、**初めて刑務所出所者等を雇用する雇用主**に限ります。

対象経費

刑務所出所者等の雇用開始後4ヶ月の給与及び研修に係る費用

補助額

雇い入れた刑務所出所者等1人につき最大32万円
(給与7万円/月 + 研修費1万円/月) × 4ヶ月分

(注1) 給与は残業手当、通勤手当等の各種手当に、雇用主が負担した雇用保険、社会保険料等を加えたものになります。

(注2) 月額7万円以上の給与の支払いがない場合は、支払った額がその月の補助額(給与分)になります。

(注3) 月額7万円以上の給与の支払いがある場合は、7万円がその月の補助額(給与分)になります。

(注4) 研修費の4ヶ月平均が1万円に満たない場合はその額が、1万円を超える場合は4万円が補助額になります。

(注5) 一雇用主あたりの補助金額は、原則、1名(32万円)までとなります。

申請方法

次の書類を産業労働部労政福祉課(下記参照)まで持参又は郵送ください。

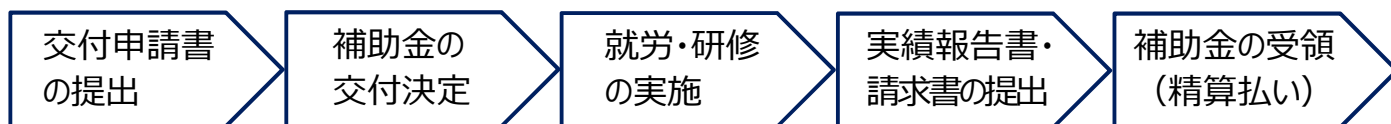
- ①補助金交付申請書(様式第1号)
- ②刑務所出所者等雇用導入促進事業計画書(別紙1)
- ③刑務所出所者等雇用導入促進事業補助対象経費積算(別紙2)
- ④神戸保護観察所長からの協力等依頼書(写し)又はコレワークからの就職内定証明書(写し)
- ⑤会社概要が分かる資料(パンフレット等)、雇用条件が分かる資料(雇用契約書等)

(注) 予算の都合により申請書の受付ができない場合がありますので、ご了承ください。

申請から補助金交付までの流れ

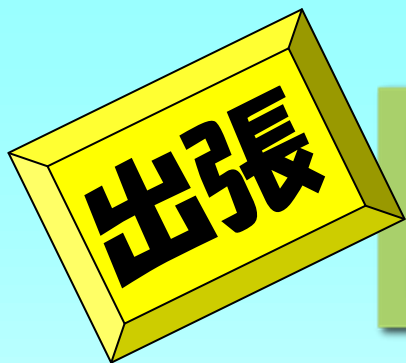
(協力等依頼書受理後)

(雇用開始後4ヶ月経過後)



利用にあたっての注意事項

- (1) 申請にあたっては、刑務所出所者等に対し、県へ個人情報(氏名・生年月日等)を提供することの承諾を得てください。
- (2) 研修費とは、研修機関等に支払う受講料、指導料、教材費、研修旅費等に限りません。
(例) 大型・中型運転免許取得の教習費、能力開発研修費、メンタルヘルス研修費等
- (3) 申請後に補助の対象となっている刑務所出所者等が退職した場合は、速やかに産業労働部労政福祉課に連絡ください。



コレワーク

皆様の求人募集をお手伝い！

コレワークでは、全国の受刑者や少年院在院者の資格、職歴、希望職種等の情報を一括管理しており、受刑者等を雇用していただける事業主様のニーズにマッチする者を収容している矯正施設を御紹介しています。（裏面を御参照下さい。）

御希望の条件で探したところ、**〇〇刑務所・△△少年院**に適合者がいます。



①自動車運転免許があって、
②尼崎市内の事業所に通勤可能な人を探しています。

御利用方法から求人方法や雇用までの流れ等について、御説明させていただきます。

日時

令和元年10月17日（木）

13:00～16:00

会場

ハローワーク尼崎 小会議室

お問合せ先

法務省コレワーク西日本

TEL：0120-29-5089

法務省コレワーク西日本



お気軽にお問い合わせください！

相談無料

〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館本館4階

電話：0120-29-5089（通話無料）【平日 10:00～17:00】

E-mail：recruit-inmates-osaka@cccs.moj.go.jp

ホームページ：http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00070.html



社会復帰へのステップを雇用で支えていただけませんか

コレワーク

コレワークは、法務省が所管する国の機関であり、受刑者や少年院在院者の再犯防止を目的として、就労支援を専門的に行っています。出所・出院後の就労先を探している受刑者や少年院在院者と事業主のサポートをします。

事業主の皆様の人材募集をお手伝いします！

コレワークでは、全国の受刑者や少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地等の情報を一括管理しています。事業主様の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を御紹介します。その他、刑務所等で実施している職業訓練見学会等の御案内もいたします。

コレワークでは、令和元年7月31日時点で、全国各地から3000件を超える御相談を承り、560件以上の内定をいただいています。



人材募集については、ハローワークが取り扱っている「受刑者等専用求人」を御活用下さい。

個別相談会を開催しています！

刑務所出所者等の雇用経験が豊富な事業主をアドバイザーとして招へいし、雇用前後の不安等に対し助言を行います。

これまで多くの事業主様が相談に来られ、大変有意義な相談会となっています。

セミナーを開催しています！

受刑者等の雇用、事業主様を支える支援制度等について解説するなど、有益な情報をお伝えいたします。

これまで大阪、兵庫、京都、広島、福岡でセミナーを開催してきました。

法務省コレワーク西日本



お気軽にお問い合わせください！

相談無料

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館本館4階

電話：0120-29-5089（通話無料）【平日 10:00~17:00】

E-mail：recruit-inmates-osaka@cccs.moj.go.jp

ホームページ：http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00070.html

